（木材等を利用する事業）

第三条　法第二条第三項の主務省令で定める事業は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定事業者が行う木質バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木に由来するものをいう。以下同じ。）を変換して得られる電気を電気事業者（同条第一項に規定する電気事業者をいう。以下同じ。）に供給する事業とする。

（木材関連事業者の判断の基準となるべき事項）

第四条　法第六条第一項第四号の主務省令で定める事項は、木材関連事業者の体制の整備に関する事項とする。

（木材関連事業者の登録の申請）

第五条　法第八条の木材関連事業者の登録（法第十二条第一項の登録の更新を含む。第八条において単に「登録」という。）を受けようとする木材関連事業者は、当該登録に係る事業の範囲を登録実施事務の対象とする登録実施機関に申請をしなければならない。

（申請書の記載事項等）

第六条　法第九条第一項第二号（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別

二　木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別

三　合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場

四　合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類

五　前号の木材等の一年間の重量、面積、体積又は数量の見込み

六　第一種木材関連事業を行う者にあっては、当該第一種木材関連事業に係る第四号の木材等の原材料（第二条第一号に掲げる物品にあってはその部材の原材料に限り、同条第四号に掲げる物品にあってはその基材の原材料に限る。）となっている樹木の樹種及び当該樹木が伐採された国又は地域

2　第一種木材関連事業を行う者は、前項第三号及び第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該第一種木材関連事業に係る全ての部門、事務所、工場及び事業場並びに全ての木材等の種類を記載しなければならない。

（申請書の添付書類）

第七条　法第九条第二項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法に係る事項

二　合法伐採木材等の分別管理、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置その他の必要な体制の整備に係る事項

2　法第九条第一項の申請書には、同条第二項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　個人にあっては、住民票の写し

二　法人にあっては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の名簿

三　申請者が法第十一条第一項第二号から第四号までに該当しないことを証する書類

（登録に係る公示事項等）

第八条　法第十条第二項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　第六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

三　登録年月日及び登録番号

2　登録実施機関は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を、当該登録を抹消する日までの間、事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により公示しなければならない。

（木材関連事業者の登録事項の変更）

第九条　登録木材関連事業者は、法第九条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、登録実施機関に変更の登録を申請しなければならない。

2　登録木材関連事業者は、前項の規定による申請をしようとするときは、同項の変更があった事項を記載した書類並びに法第九条第二項に規定する書類及び第七条第二項に規定する書類のうち当該変更を証するものを登録実施機関に提出しなければならない。

3　登録実施機関は、第一項の規定による申請があったときは、法第十四条第一項の規定により登録を取り消す場合を除き、第一項の変更があった事項を木材関連事業者登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

4　登録実施機関は、前項の変更の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、第一項の規定による申請をした登録木材関連事業者に通知するとともに、公示しなければならない。

5　前条第二項の規定は、前項の規定による公示について準用する。

（名称の使用）

第十条　法第十三条第一項の規定により登録木材関連事業者が用いることができる名称は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

一　第一種木材関連事業を行う者　第一種登録木材関連事業者

二　第二種木材関連事業を行う者　第二種登録木材関連事業者

2　前項第二号に定める名称を用いる登録木材関連事業者は、当該登録に係る事業の範囲について誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

（登録の抹消に係る公示事項等）

第十一条　登録実施機関は、法第十五条の規定により登録を抹消したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一　登録が抹消された者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　第六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

三　登録を抹消した年月日

四　登録が抹消された者の登録番号

2　登録実施機関は、登録を抹消したときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を、当該抹消の日後一年を経過する日までの間、事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により公示しなければならない。

（登録実施機関の登録の申請）

第十二条　法第十六条の登録実施機関の登録（法第十九条第一項の登録の更新を含む。第二十一条において単に「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　登録実施事務を行おうとする事務所の所在地

三　登録実施事務を開始しようとする年月日

四　登録実施事務の対象